

介護保険サービス利用状況のお知らせ を送付します

このお知らせは、介護費用について理解を深め、利用内容や請求額を確認していただくために送付します。

お知らせの内容と実際に支払った介護サービスの自己負担額とを比べることで、事業者からの請求内容が正しいか確認することができます。

発送時期

令和5年11月22日(水)から順次発送



対象者

横浜市の被保険者で、令和5年5月～7月の間に介護保険の居宅介護サービスを利用した方のうち一定の条件を満たしている方。

- ・期間中通して、グループホーム（入所）、有料老人ホーム等を利用された方を除く。
- ・介護保険施設（入所）サービスを除く。
- ・上記サービスと居宅介護支援・住宅改修・福祉用具購入を除く。
- ・一部の方を抽出しての送付となるため、お知らせが届かないことがあります。

お知らせの内容

利用した介護保険サービスの事業所、種類、金額等が記載されています。



お知らせについてのお問合せは・・・

- ・健康福祉局介護保険課

TEL: 045-671-4255 FAX: 045-550-3614

介護保険サービス利用状況のお知らせ 在中

(このお知らせは請求書ではありません)

料金後納
郵便

231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜 花子 様

000000014

1/1

000000014#

《差出人》

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

横浜市庁舎16階

横浜市健康福祉局介護保険課

電話 045-671-4255 FAX 045-550-3614

<窓部分も紙素材を使用していますので、はがさず板紙としてリサイクルできます。>

詐欺被害にあわないために

電話を取らない ようにする

在宅中でも留守番電話の設定を!



詐欺の犯人は
録音されることを嫌がります

電話でお金の話が でたら切る!

怪しい電話をとつてしまったら
すぐに110番!



その場で判断せずに
まずは身近な人に相談を!

横浜市・神奈川県警察からのお知らせ

介護保険サービス利用状況のお知らせ

このお知らせは、請求書ではありません。また、医療費控除の明細書として添付できる「医療費のお知らせ」や自己負担額の支払いを証明するものではありません。

令和5年11月22日

231-0015
横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜 花子 様



見本 (表面)

【問合せ先】

●介護保険サービスの具体的な利用状況について

当該月にあなたのケアプランを担当している下記の居宅介護支援事業所
※担当ケアマネジャーがない月やケアプランが審査・支払い手続き中である月は表示されません。

令和5年 5月	○×○×居宅介護支援事業所
令和5年 6月	○×○×居宅介護支援事業所
令和5年 7月	横浜市△△地域ケアプラザ

●このお知らせの内容について

橫浜市健康福祉局介護保険課

電話 045-671-4255 FAX 045-550-3614

被保險者番號 009999999

横浜 花子 様の

令和5年 5月 ~ 令和5年 7月

における介護保険サービスの利用状況は右記のとおり

※令和5年11月1日現在のデータによる3か月分の利用明細です。

このお知らせは介護保険の在宅サービスを利用された方のうち、区分支給限度額（要介護度に応じたサービス利用可能額）の単位数割合が高い等、一定の条件を満たしている方へ介護費用について理解を深めていただくとともに利用内容や請求金額の確認をしていただくために送付しています。

このお知らせと、サービス利用票（ケアマネジャーが発行）、領収書（サービス事業所が発行）等と見比べてご確認ください。※
※確認の!かたは 同封チラシをご覧ください。

チェックポイント

- 利用していないサービス事業所はありませんか。
 - 利用していないサービス種類の請求はありませんか。
 - 日数は実際よりも多くありませんか。
 - 利用者負担額は領収書の額と大きく異なっていませんか。
(償還代のもののを除く)

あてはまる場合は、内容によって、上記【問合せ先】のどちらかにご連絡ください。
事業所からの請求額や内容が適正であれば、ご連絡は不要です。

「介護保険サービス利用状況のお知らせ」の見方

このお知らせは領収書ではないため、所得税・住民税の申告の添付資料には使用できません。

○サービス事業所

- サービスを利用した事業所の名称を記載しています（サービス事業所名が欄に入りきらない場合は一部省略しています）。
- 神奈川県以外に所在する事業所は事業所名が空白になる場合があります。

サービス事業所	サービス種類	日数	利用者負担額(円)	サービス総費用額(円)
***** サービス利用年月：令和5年 5月 *****				
AAAAAデイサービス	通所介護	12	12,819	128,189
BBBBB特別養護老人ホーム	短期入所生活介護	4	3,800	37,992
	食費・部屋代（※）		5,480	9,200
	小計		9,280	47,192
	合計		22,099	175,381

記載例

○小計・合計

- 小計 事業所単位の小計です。（記載例の場合） BBBB特別養護老人ホーム分
- 合計 月単位の合計です。（記載例の場合） AAAAAデイサービス分と BBBB特別養護老人ホーム分

○日数

- 利用月内にサービスを利用した日数です。（事業所ごとに記載しています）。
- 1日に2回サービスを利用した場合も1と表記しています。

○サービス種類

サービス種類名を略称等で記載しています。

- サービス利用月内に利用したサービスの種類です。（加算や時間数の内訳は記載していません）
- サービス事業所が同じ月に行ったサービス種類ごとに記載しています。

○次にあげるサービスは記載していません。

1. 償還払いを行うサービス（特定福祉用具購入、住宅改修等）
2. ケアプラン作成費（居宅介護支援・居宅介護予防支援）
3. 以下の短期利用以外のサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設（介護療養病床）
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設（小規模な特別養護老人ホーム）
- ・（介護予防）グループホーム
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
- ・（介護予防）地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模な有料老人ホーム等）

○利用者負担額(円)

領収書には、「保険分本人負担」「介護保険一部負担額」などと記載されている場合があります。

○総費用額の1割（一定以上の所得がある場合は2割または3割）相当額です。

○サービス事業所が同じ月に行ったサービス種類ごとに利用者負担額を計算しています。（利用者負担割合を変更している方は変更後の負担割合で計算しています。）

- ・レクリエーション代・理美容代・日常生活費など実費分は含みません。

・食費・部屋代（居住費）は記載されません。

（※）ただし、負担限度額認定証により負担軽減されている場合のみ記載しています。

- ・高額介護サービス費等による助成は記載していません。

・「介護サービス自己負担助成制度」による助成は記載していません。

○サービス総費用額(円)

介護サービスに要した費用の総額です（利用者負担額を含みます）。

- ・サービス総費用額 = 利用者負担額 + 介護保険給付額です。

・利用限度額を超えてサービスを利用している場合は、その限度額までの費用（介護保険対象部分）を記載しています。

お知らせの内容は、介護保険給付費の審査支払い機関である、神奈川県国民健康保険団体連合会が審査し、サービス事業所に支払った報酬額の情報を元に作成しています。
このため、利用したサービスが介護保険の審査・支払い手続き中である場合、お知らせに記載されない、または、実際の利用者負担額と異なる場合があります。

この「お知らせ」は請求書ではありません

「介護保険サービス利用状況のお知らせ」

Q & A

Q

なぜ、確認が必要なのですか？

A

実際に利用されている介護サービスと支払いに間違いがないか確かめていただくためです。介護保険は、みなさんが納めた保険料と税金などで貯っています。その財源を大切にするためにも、確認が重要です。

Q

これは、必ず毎年送られるのでしょうか？

A

毎年必ず届くものではありません。今回は、令和5年5月から7月の間に在宅サービスを利用した方のうち、一定の条件を満たしている方にお送りしています。

Q

このお知らせが届くことによって、新たな支払いや手続きをする必要がありますか？

A

このお知らせは請求書ではありませんので、新たな支払いや手続きは必要ありません。

Q

「医療費のお知らせ」と同じように、所得税・住民税の医療費控除の明細書として使用できますか？

A

使用できません。また、介護保険の自己負担額の支払いを証明するものではありません。



介護保険サービスの支払い状況をご確認ください

介護保険サービス利用状況のお知らせ

このお知らせは、あなたが利用した介護サービスの支払い状況をお知らせするものです。お手持ちの領収書やサービス利用票と見比べて、サービス内容や回数などに誤りがないかをご確認ください。



「介護保険サービス利用状況のお知らせ」を使って正しく請求されているか確認しましょう

STEP 1

お手持ちの書類を用意する

- ①サービス利用票（ケアマネジャーが発行）
⇒令和5年5月から7月に利用したサービスがわかる書面
- ②介護サービスの領収書（サービス事業所が発行）
⇒形態や表記は事業所ごとに異なります。

STEP 2

見比べて確認する

確認のしかたは次のページにあります。 ➤

確認のしかた

今回お送りしたもの

介護保険サービス利用状況のお知らせ

このお知らせは、請求書ではありません。また、医療費控除の明細書として添付できる「医療費のお知らせ」や自己負担額の支払いを証明するものではありません。

令和5年11月22日

231-0015
横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜 花子 様

サービス事業所	サービス種類	日数	利用者負担額(円)	サービス総費用額(円)
***** サービス利用年月:令和5年 5月 *****				
AAAAAディサービス	通所介護	2	12	12,819 128,189
BBBBB特別養護老人ホーム	短期入所生活介護		3,800	37,992
	食費・部屋代	3	4 5,480	9,200
				47,192
				175,381

各項目の詳しい説明は、
お知らせの裏面をご覧ください。

サービス利用票(例)(ケアマネジャーが発行)

認定済・申請中		令和5年5月分 サービス利用票(兼居宅(介護予防)サービス計画)												居宅介護支援事業者⇒利用者				
保険者番号		1	4	1	0	4	4	保険者名	横浜市中区		居宅介護支援事業者事業所名担当者名	○×○×居宅介護支援事業所 電話番号 045-XXX-XXXX 保険 浜子		作成年月日	令和5年4月25日		利用者確認 	
被保険者番号	0	0	9	9	9	9	9	9	フリガナ 被保険者氏名		ヨコハマ ハナコ 横浜 花子	保険者確認印			届出年月日	令和 年 月 日		
生年月日	明	・	大	・	昭	性別	男	・	女	要介護状態区分	要介護3	区分支給 限度額基準額	27,048 単位/月	限度額 適用期 和 4年 和 6年	3月から 2月まで	前までの 短期入所 利用日数	0日	
X年 X月 XX日	変更後 要介護状態区分 変更日	令和 年 月 日																



チェックポイント

- ① 利用していないサービス事業所はありますか。
 - ② 利用していないサービス種類の請求はありますか。
 - ③ 日数は実際よりも多くはありませんか。
 - ④ 利用者負担額は領収書の額と大きく異なっていませんか。



1つでも当てはまつた場合

⇒サービス事業所やケアマネジャーに確認しましょう。

それでも解決できない場合

⇒横浜市健康福祉局介護保険課までお問合せください。

電話 045-671-4255 FAX 045-550-3614

※何も当てはまらなければ、ご連絡は不要です。